

野田市告示第 254 号

屋外広告物法第 8 条第 2 項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和 5 年 10 月 13 日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 99 枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話 04-7123-1193

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
5-9-1	立看板 はり札	— 8	境杉戸線～市道71075～2522～1501～71300～ 結城野田線 関宿台町～関宿江戸町～関宿内町～西高野～柏寺～桐ヶ作	令和5年9月5日 午前9時から午後4時	令和5年9月5日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-9-2	立看板 はり札	— 24	市道1502～我孫子関宿線～市道1511～2538～252 8～結城野田線～ふれあい中央橋～1511 桐ヶ作～古布内～次木～親野井～古布内	令和5年9月5日 午前9時から午後4時	令和5年9月5日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-9-3	立看板 はり札	— 4	つくば野田線～市道1120～23058～1120 目吹～金杉～蕃昌	令和5年9月12日 午前9時から午後4時	令和5年9月12日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-9-4	立看板 はり札	— 29	つくば野田線～市道1170～1160～結城野田線～市道22 00～越谷野田線～つくば野田線～市道1061～1160～結 城野田線～市道1220～32001～つくば野田線～市道23 90～1160～1061 宮崎～野田～上花輪～中野台～中野台鹿島町～野田～上花輪～清 水～中野台鹿島町	令和5年9月12日 午前9時から午後4時	令和5年9月12日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-9-5	立看板 はり札	— 2	市道1061～21064～21081～11019～2080 ～1050～2080～2310～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～岩名一丁目～ 尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の里	令和5年9月12日 午前9時から午後4時	令和5年9月12日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-9-6	立看板 はり札	— 26	野田牛久線～市道43124～野田牛久線～市道1252～12 40～1252 中根～宮崎～大殿井～木野崎～二ツ塚～山崎	令和5年9月19日 午前9時から午後4時	令和5年9月19日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-9-7	立看板 はり札	— 6	市道1280～62317～62311～62310～6230 4～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～二ツ塚	令和5年9月19日 午前9時から午後4時	令和5年9月19日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	